

# 介護報酬に係る費用等一覧(抜粋)

## ①基本額

下段は、利用者1割負担額です。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

※単位数の下段は左から1割/2割/3割負担の金額となります。

サービス1回当たりの料金				
所要時間	身体介護	所要時間	生活援助	通院等乗降介助
20分未満	163単位 174/348/523	※	※	97単位 104/208/312
20分以上30分未満	244単位 261/522/783	※	※	
30分以上1時間未満	387単位 414/828/1242	20分以上45分未満	179単位 191/383/574	
1時間以上1時間30分未満	567単位 606/1213/1819	45分以上	220単位 235/470/706	
●以降30分以上	82単位 87/175/263	●以降20分以上	65単位 69/139/208	●生活援助の延長 は身体介護に引 き続き行った場合
●以降60分以上	82単位×2 175/350/526	●以降45分以上	130単位 139/278/417	
●以降90分以上	82単位×3 263/526/789	●以降70分以上	195単位 208/417/625	

②加算	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問	所定単位数×25%
	深夜加算	深夜(22時～6時)に訪問	所定単位数×50%
	2人の訪問介護員が訪問した場合		所定単位数×200%
	初回加算	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問した場合	200単位 214 / 428 / 642
	緊急時訪問介護加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合	100単位 107 / 214 / 321

③地域区分	5級地
単価	10.70円
④介護職員処遇改善加算割合	無し

## 【運営基準に定められたその他の費用】

### 〔交通費〕

●当事業所の通常の事業の実施地域(滋賀県大津市、草津市、栗東市)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額からいただきます。

- 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 10km未満 1km毎 50 円
- 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 10km以上 1km毎 50 円

●自動車以外の公共交通機関を使う場合も通常の事業の実施地域を超えた地点から実費をいただきます。